

令和5年度 新型コロナウイルス感染症予防対策における対応について

現在は青島市内においても感染症拡大がおさまり、日々の学校生活も落ち着きを取り戻しています。

さて、教育局からの指示のもと、今後の新型コロナウイルス感染症予防対策について以下のように対応していきます。昨年度から引き続きの内容となりますが、内容を御確認いただき、御協力をお願いいたします。

記

1 日々の感染予防対策について

- (1) 毎朝の健康チェックカードの提出
 - ・ 忘れた場合、御家庭に連絡し確認。その間、児童生徒は保健室で待機
- (2) 登下校時のマスクの着用
 - ・ 校内での着用は任意
- (3) 手洗い、消毒などの衛生管理

2 校内で発熱、咳等の症状があった場合

- (1) 保健室に移動し、保護者連絡
- (2) 抗原検査を行う
 - ・ 陰性の場合、早退するかどうかの判断を保護者と相談
 - ・ 陽性の場合、至急保護者に迎えに来てもらう
 - ・ 同じ学級の児童生徒は、健康観察を行い異常がなければ通常どおり授業を行う。
- (3) 陽性だった場合は回復後、抗原検査を行う
 - ・ 発熱日の翌日を1日目として7日間自宅待機。8日目に症状がなく抗原検査で陰性が出れば検査キットの陰性写真を提出し登校可能。

3 自宅で発熱、咳等の症状があった場合

- (1) 症状が回復するまで自宅療養
- (2) 回復後、抗原検査を行う
 - ・ 陰性の場合、検査キットの陰性写真を提出し登校可能
 - ・ 陽性の場合、発熱日の翌日を1日目として7日間自宅待機。8日目に症状がなく抗原検査で陰性が出れば検査キットの陰性写真を提出し登校可能。

4 同居人が発熱、咳等の症状があった場合

- (1) 児童生徒本人に同様の症状がなければ、登校可能

5 学校来校者への決まり

- (1) 来校する際は、守衛室前で来校者登記表に必要事項を記入する。
- (2) 校内ではマスクを着用する。